



第6章 資料編

1 検討体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の方、障がい者団体の方、有識者等で構成する札幌市障がい者施策推進審議会「計画検討部会」を設置し、さまざまな意見を伺ってきました。

また、札幌市自立支援協議会等の附属機関からも意見を伺ってきました。

2 令和元年度札幌市障がい児者実態等調査

計画の策定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障がい福祉サービス等の利用状況等について、アンケート調査及びヒアリング調査等を実施しました。

調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：2019年(令和元年) 10月21日から11月11日まで

※一部調査は12月31日まで

3 市民意見募集

本計画の策定にあたり、計画概要について、広く市民を対象に意見募集を実施しました。

2名の方と1団体から、22件のご意見をいただきました。

実施期間：2020年(令和2年) 7月3日から7月26日まで

【参考1】 会議等における検討の経過

2019年	9月	●札幌市障がい者施策推進審議会 実態調査実施概要などについて審議
	11月	●札幌市自立支援協議会 実態調査実施概要などについて報告 ●札幌市精神保健福祉審議会 実態調査実施概要などについて報告
2020年	3月	●札幌市障がい者施策推進審議会 改定方針、スケジュール、計画検討部会設置等について審議
	5月	●札幌市障がい者施策推進審議会 改定方針の変更について審議
	6月	●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第1回) 会長・副部長選出、会議の公開非公開について審議 障がい児者実態等調査結果、国の基本指針の見直し、 障がい者手帳所持者数等の状況などについて報告
	7月	●市民意見募集 ●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第2回) 成果目標(案)について審議 市民意見募集、第1回計画検討部会について報告
	9月	●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第3回) サービス見込量(案)、計画素案について審議 市民意見募集結果、第2回計画検討部会について報告
	10月	●札幌市精神保健福祉審議会 計画素案について報告 ●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第4回) 計画素案について審議 第3回計画検討部会について報告

10月	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市障がい者施策推進審議会 計画素案について審議 ●保健福祉施策総合推進本部障がい者保健福祉部会【庁内会議】 計画素案について検討
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉施策総合推進本部・企画調整会議【庁内会議】 計画素案について検討
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市自立支援協議会 計画素案について報告 ●パブリックコメント
2021年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画公表

【参考2】 札幌市障がい者施策推進審議会 委員名簿

氏名	所属団体等
旦尾 真澄	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部 幹事
浅香 博文	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長
安達 亮介	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 事務局副局長
石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 副会長
市川 淳二	北海道立心身障害者総合相談所 所長
加藤 法子	社会福祉法人榆の会 総合施設長
小木 基	札幌公共職業安定所 統括職業指導官
小山 学	市立札幌豊明高等支援学校 校長
近藤 久江	公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会 会長
菅原 悦子	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会 会長
高柳 司	札幌市民生児童委員協議会 理事
長江 睦子	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 会長
花田 裕芳	一般社団法人札幌市中途失聴・難聴者協会 会長
増田 靖子	一般財団法人北海道難病連 代表理事
森本 千尋	社会福祉法人朔風 常務理事
安井 友康	国立大学法人北海道教育大学札幌校 特別支援教育専攻(障害福祉研究室) 教授
柳川 久美子	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会副委員長
山内 まゆみ	社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会 理事長

(敬称略・五十音順)

【参考3】 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会 委員名簿

氏名	所属団体等
浅香 博文	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長
荒川 倫代	相談支援事業所ノック 所長
石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 副会長
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会 総合施設長
菅原 悦子	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会 会長
重泉 敏聖	就業・生活応援プラザとねっと センター長
永井 順子	北星学園大学社会福祉学部 教授
長江 睦子	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 会長
長田 じゅん子	特定非営利活動法人北海道学習障害児・者親の会クローバー 事務局長
原田 千代子	札幌みんなの会 事務局長
増田 靖子	一般財団法人北海道難病連 代表理事

4 パブリックコメントで寄せられた意見

計画案について、2020年12月21日から2021年1月25日までの間、パブリックコメントを実施し、市民のみなさまからたくさんのご意見をいただきました。

(1)意見提出者・件数

17人(団体を含む)、60件

(2)意見の内訳

分 類	件数
第1章 計画の策定にあたって	8件
第2章 計画策定の背景	9件
第3章 計画の体系	16件
成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行	(4件)
成果目標② 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	(2件)
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行	(1件)
成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援	(1件)
成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進	(3件)
成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進	(5件)
第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み	12件
第5章 計画の推進体制	1件
計画全体に関する意見	2件
その他の意見	7件
意見として扱わない意見(本計画の趣旨に関係のない意見等)	5件
合 計	60件

(3)寄せられた主な意見の概要と市の考え方

■第1章：計画の策定にあたって

【意見】 施策分野4 雇用・就労の促進、基本方針・基本施策に、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金の活用を促すというのを
入れてはどうか。

【考え方】 今回は障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)の策定であることから、いただいたご意見については、次期障がい者プランの策定(2024年3月予定)に向けて、参考とさせていただきます。

■第2章：計画策定の背景

【意見】 障害者差別解消法及び札幌市において策定した各種条例や取組について「知らない」とする割合が高いので、もっと市民に届くような努力が必要だと思えます。

また、札幌市の広報誌等に掲載するなど、市民が目に触れる機会を増やし理解促進につながるような取組を行うような計画を立ててほしいです。

【考え方】 いただいたご意見を参考としながら、出前講座の実施やパンフレットの配布、ポスター掲示等、現行の取組のほか、さまざまな機会を捉えて、障害者差別解消法やその趣旨、各種条例等の周知に努めてまいります。

■第3章：計画の体系

【意見】 ヘルプマークをもっと広めたい。

【考え方】 引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布等を通じた一層の周知に取り組んでまいります。

■第4章：障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

【意見】 生活支援事業(生活訓練等事業)に、長期間施設入所していた身体障がいのある方が施設を出て地域で生活を送る方も対象に加えてほしいです。

【考え方】 施設入所していた身体に障がいのある方が地域で生活を送るにあたっては、地域移行支援、自立訓練(生活訓練)、自立生活援助等のサービスを利用することができます。これらによって、地域生活に向けた体験利用や地域生活移行後の相談をはじめとした支援を行っているところです。

■計画全体に関する意見

新しい取組に期待しています。サービス利用者が増える一方で、支援従事者の人材確保が難しくなっているのにはいろいろな理由があると思われます。待遇を見直し支援の担い手が増えることを願っています。

5 計画案からの修正点

パブリックコメントによる意見を踏まえ、計画案から修正を行いました。

■修正点1

該当箇所	43ページ 第3章—成果目標④ 121ページ 第6章—用語集
修正前	NICU(新生児集中治療室)などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。
修正後	NICU(新生児集中治療室)などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。 <u>なお、障がい児施策の対象とならないが医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含む。</u>

■修正点2

該当箇所	86ページ 第4章—その他の社会参加に係る支援
修正前	障がいのある方の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。
修正後	<u>すべての人の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。</u>

6 障がい児・者数

(1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい

(単位：人／%)

	人口	身体障がい		知的障がい		精神障がい	
		手帳 所持者数	対 人口比	手帳 所持者数	対 人口比	手帳 所持者数	対 人口比
中央	238,443	8,920	3.7	1,552	0.7	3,545	1.5
北	285,455	12,281	4.3	2,827	1.0	4,075	1.4
東	262,020	11,728	4.5	3,095	1.2	4,094	1.6
白石	213,545	9,299	4.4	2,372	1.1	3,799	1.8
厚別	127,058	5,786	4.6	1,315	1.0	1,875	1.5
豊平	223,791	8,776	3.9	1,995	0.9	3,337	1.5
清田	113,093	4,557	4.0	1,041	0.9	1,177	1.0
南	136,090	6,842	5.0	1,473	1.1	2,050	1.5
西	217,140	9,164	4.2	2,233	1.0	3,178	1.5
手稲	141,773	6,427	4.5	1,513	1.1	1,765	1.2
総数	1,958,408	83,780	4.3	19,416	1.0	28,895	1.5

※人口：2020年4月1日現在

※手帳所持者数：2019年度末現在

(2)身体障害者手帳所持者数(障がい等級別)

(単位：人／%)

	2017年		2018年		2019年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	29,523	35.3	29,541	35.4	29,733	35.5
2級	13,205	15.8	13,150	15.7	13,067	15.6
3級	12,120	14.5	12,262	14.7	12,352	14.7
4級	20,095	24.0	19,858	23.8	19,861	23.7
5級	4,800	5.7	4,827	5.8	4,850	5.8
6級	3,842	4.7	3,896	4.6	3,917	4.7
合計	83,585	100.0	83,534	100.0	83,780	100.0

※各年度末現在

(3) 身体障害者手帳所持者数(障がい状況別)

(単位：人)

	2017年	2018年	2019年
	人数	人数	人数
視覚障がい	4,394	4,402	4,439
聴覚・平衡機能障がい	5,263	5,269	5,296
聴覚	5,194	5,204	5,234
平衡機能	69	65	62
音声・言語・そしゃく機能障がい	832	860	863
肢体不自由	47,494	46,710	46,093
上肢	15,471	15,341	15,210
下肢	26,740	26,277	25,895
体幹	4,949	4,761	4,666
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能	334	331	322
上肢機能	189	186	182
下肢機能	145	145	140
内部機能障がい	25,602	26,293	27,089
心臓機能	14,612	15,027	15,501
じん臓機能	5,998	6,212	6,435
呼吸器機能	1,271	1,233	1,177
ぼうこう・直腸機能	3,161	3,266	3,350
小腸機能	141	141	136
免疫機能	226	262	320
肝臓機能	157	172	170
合計	83,585	83,534	83,780

※各年度末現在

(4)療育手帳所持者数

(単位：人／%)

	2017年		2018年		2019年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
A(重度)	5,870	32.5	5,974	31.9	6,083	31.3
B(中度)	3,943	21.9	4,032	21.5	4,108	21.2
B一(軽度)	8,228	45.6	8,716	46.6	9,225	47.5
合計	18,041	100.0	18,722	100.0	19,416	100.0

※各年度末現在

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人／%)

	2017年		2018年		2019年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	1,362	5.2	1,397	5.2	1,460	5.1
2級	13,500	51.9	13,981	51.1	14,484	50.1
3級	11,164	42.9	11,960	43.7	12,951	44.8
合計	26,026	100.0	27,338	100.0	28,895	100.0

※各年度末現在

7 事業所数(指定障がい福祉サービス事業所等)

(1) 訪問系サービス

	2018年	2019年	2020年
居宅介護	541	524	525
重度訪問介護	533	507	504
重度障害者等包括支援	2	1	1
行動援護	120	118	118
同行援護	264	246	225
(参考)移動支援	454	438	417

※各年4月1日現在

(2) 日中活動系サービス

		2018年	2019年	2020年
療養介護	事業所数	2	2	2
	定員	344	344	344
生活介護	事業所数	135	147	166
	定員	3,940	4,128	4,419
自立訓練(機能訓練)	事業所数	0	2	9
	定員	0	34	180
自立訓練(生活訓練)	事業所数	27	28	35
	定員	296	336	448
宿泊型自立訓練	事業所数	6	7	7
	定員	94	111	109
就労移行支援	事業所数	82	83	78
	定員	968	1,007	1,016

		2018年	2019年	2020年
就労継続支援(A型)	事業所数	119	117	113
	定員	2,196	2,131	2,122
就労継続支援(B型)	事業所数	327	353	389
	定員	6,357	6,924	7,606
就労定着支援	事業所数	9	34	40
短期入所	事業所数	83	91	104
	定員	307	321	333
(参考)日中一時支援	事業所数	61	63	60
	定員	578	570	578
(参考)地域活動支援センター	事業所数	46	47	42
	定員	759	718	669

※各年4月1日現在

(3)居住系サービス

		2018年	2019年	2020年
自立生活援助	事業所数	—	2	2
共同生活援助	事業所数	179	207	241
	定員	3,165	3,565	4,019
施設入所支援	事業所数	30	30	30
	定員	1,431	1,431	1,431

※各年4月1日現在

(4)相談系サービス

		2018年	2019年	2020年
計画相談支援	事業所数	112	126	136
地域移行支援	事業所数	67	76	80
地域定着支援	事業所数	67	76	80
障害児相談支援事業	事業所数	82	92	102

※各年4月1日現在

(5)障害児通所支援サービス

		2018年	2019年	2020年
児童発達支援	事業所数	346	380	431
	定員	3,832	4,423	4,771
福祉型 児童発達支援センター	事業所数	7	7	7
	定員	233	229	225
医療型 児童発達支援センター	事業所数	3	3	3
	定員	100	100	100
放課後等デイサービス	事業所数	408	444	509
	定員	4,494	4,914	5,582
保育所等訪問支援	事業所数	3	5	5
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	28	32	34

※各年4月1日現在

8 障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)の成果目標の進捗状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

2020年度末の目標	2017年4月から2019年3月末までの実績(累計) / 進捗率
125人	27人 / 21.6%

※北海道調べ

(2) 施設入所者数の減少

2020年度末の目標	2017年4月から2020年3月末までの実績(累計) / 進捗率
83人	85人 / 102.4%

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

2020年度末までの目標	2021年3月31日時点の実績 / 進捗率
協議の場の設置	2020年度に設置 / 100%

(4) 地域生活支援拠点等の整備

2020年度末までの目標	2021年3月31日時点の実績 / 進捗率
整備	2020年度に整備 / 100%

(5) 福祉施設から一般就労への移行者数

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績 / 進捗率
666人	621人 / 93.2%

※北海道調べ

(6) 就労移行支援事業の利用者数

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績／進捗率
846人	797人 / 94.2%

(7) 就労移行支援事業所の就労移行率

2020年度末の目標	2019年3月31日時点の実績／進捗率
5割以上	51.4% (約5割) / 102.8%

(8) 就労定着支援事業による職場定着率

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績／進捗率
8割以上	84.6% (約8割) / 105.8%

(9) 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための関係機関の協議の場の設置

2018年度末までの目標	2019年3月31日時点の実績／進捗率
設置	2018年度に設置 / 100%

(10) 障がいのある方に対する理解促進

	2020年度末の目標	2020年3月31日時点の実績
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合	60%	48.4%
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60%	35.4%

9 障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)の成果目標の国の基本指針との対応関係

福祉施設の入所者の地域生活への移行	
1 施設入所者の地域生活移行者数	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2020年3月31日の時点で福祉施設に入所している障がいのある方のうち、2024年3月31日までに 6%以上 が地域での生活に移ることを基本とする。	2020年3月31日の施設入所者2,009人のうち、2023年度末において 60人(約3%)以上 の方が地域生活に移行することを目指します。
2 施設入所者数の削減	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2020年3月31日の時点で、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、2024年3月31日までに 1.6%以上 削減することを基本とする。	2020年3月31日の時点で、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、2024年3月31日までに 110人(約5.5%)以上 減少することを目指します。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度までの間、各市町村または各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。	2023年度末までの間、1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

福祉施設から一般就労への移行等

1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2019年度の移行実績の1.27倍以上とする。就労移行支援事業は2019年度の移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型は概ね1.23倍以上とする。	2023年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2019年度の移行実績の1.11倍(680人)以上とすることを目指します。また、就労移行支援事業は1.01倍(430人)以上、就労継続支援A型は1.15倍(100人)以上、就労継続支援B型は1.36倍(150人)以上とすることを目指します。

2 就労定着支援事業に関する目標について

国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	2023年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、就労定着率が8割以上の事業所が全体の87%)

障害児支援の提供体制の整備等	
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、児童発達支援センターは市内9か所)
2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、保育所等訪問支援事業所数は市内34事業所)
2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は市内15か所(うち、児童発達支援単独3か所、放課後等デイサービス単独4か所、児童発達支援と放課後等デイサービスとの多機能型が8か所))

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児支援コーディネーターの配置を基本とする。	2023年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築を目指します。 (協議の場として札幌市医療的ケア児支援検討会を2018年3月に設置済み。)
相談支援体制の充実・強化等	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (総合的・専門的相談支援の実施、相談支援事業者に対する訪問等による指導助言の実施、相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施、相談支援機関との連携強化の取組の実施を行っている。)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	2023年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくとともに、事業所支援の取組を推進します。

10 障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)のサービス見込量の進捗状況

(1) 訪問系サービス

	単位	2018年	2019年
居宅介護	利用人数	4,028	4,118
	時間 / 月	79,824	80,339
重度訪問介護	利用人数	407	412
	時間 / 月	106,247	108,987
行動援護	利用人数	740	738
	時間 / 月	12,884	12,092
同行援護	利用人数	469	472
	時間 / 月	9,837	9,573
重度障害者等包括支援	利用人数	0	0
	時間 / 月	0	0

(2)日中活動系サービス

	単位	2018年	2019年
生活介護	利用人数	4,908	4,994
	人日 / 月	96,954	95,698
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	12	17
	人日 / 月	159	236
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	226	236
	人日 / 月	3,303	2,941
宿泊型自立訓練	利用人数	57	51
	人日 / 月	1,606	1,446
就労移行支援	利用人数	828	797
	人日 / 月	14,544	12,938
就労継続支援 A 型	利用人数	1,928	2,027
	人日 / 月	38,574	38,948
就労継続支援 B 型	利用人数	6,617	7,224
	人日 / 月	111,978	117,359
就労定着支援	利用人数	175	248
療養介護	利用人数	304	306
短期入所 (福祉型)	利用人数	912	975
	人日 / 月	7,015	7,009
短期入所 (医療型)	利用人数	136	188
	人日 / 月	965	767

(3) 居住系サービス

	単位	2018年	2019年
自立生活援助	利用人数	3	10
共同生活援助	利用人数	3,172	3,395
	定員数	3,565	4,019
施設入所支援	利用人数	2,005	2,009

(4) 相談支援サービス

	単位	2018年	2019年
計画相談支援	利用人数	8,201	8,313
地域移行支援	延べ利用人数	19	34
地域定着支援	延べ利用人数	24	25

(5)障がい児支援サービス

	単位	2018年	2019年
児童発達支援	利用人数	3,863	4,101
	人日 / 月	45,852	47,039
医療型児童発達支援	利用人数	55	51
	人日 / 月	356	265
放課後等デイサービス	利用人数	5,621	6,281
	人日 / 月	64,414	67,385
保育所等訪問支援	利用人数	67	57
	人日 / 月	125	126
居宅訪問型児童発達支援	利用人数	4	3
	人日 / 月	10	6
福祉型障がい児入所支援	延べ利用人数	702	687
医療型障がい児入所支援	延べ利用人数	718	699
障がい児相談支援	利用人数	2,086	2,216

(6)発達障がい者支援

	単位	2018年	2019年
発達障害者支援センターによる相談	相談件数	1,173	1,079
発達障害者支援センターによる 機関支援、研修等	関係機関への 助言件数	1,382	1,771
	外部機関や 地域住民への 研修、 啓発件数	298	256

(7)地域生活支援事業(必須事業)

	単位	2018年	2019年
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	あり	あり
自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	箇所数	20	20
基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	16	16
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	あり	あり
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業	利用人数	593	581
要約筆記者派遣事業	利用人数	56	51
手話通訳者設置事業	通訳者数	67	64
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	給付件数	130	180
自立生活支援用具	給付件数	558	630
在宅療養等支援用具	給付件数	460	418
情報・意思疎通支援用具	給付件数	320	493
排泄管理支援用具	給付件数	36,004	36,496
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	68	69
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	243	261
移動支援事業	利用人数	3,260	3,204
	延べ利用時間数	357,633	377,676

	単位	2018年	2019年
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	50	50
	利用人数	524	515
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1
	利用人数	1,016	959
障がい児等療育支援事業	箇所数	5	5
手話通訳者・要約筆記者の養成研修事業			
手話通訳者養成研修事業	修了者数	15	13
要約筆記者養成研修事業	修了者数	36	7
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	6
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用人数	816	970
精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート 従事者数	4	3
発達障害者支援地域協議会による 体制整備事業	協議会 の開催数	8	7

(8) 地域生活支援事業(任意事業)

	単位	2018年	2019年
福祉ホームの運営	定員数	37	37
訪問入浴サービス	利用人数	145	147
	延べ利用人数	7,737	9,704
生活訓練等			
中途失明者社会適応訓練事業	延べ利用人数	704	691
聴覚障害者社会生活教室開催事業	延べ利用人数	741	547
日中一時支援	利用人数	873	833
	延べ利用人数	32,180	29,064
	箇所数	61	63
点字・声の広報等発行			
点字さっぽろ・声のさっぽろ発行	利用人数	663	637
点字即時ネットワーク事業	延べ利用人数	5,280	5,280
奉仕員養成研修			
点訳奉仕員養成事業	修了者数	17	0
朗読奉仕員養成事業	修了者数	0	17
自動車運転訓練費・改造補助事業			
運転訓練	利用人数	21	17
改造補助	利用人数	45	41
障がい者あんしん相談運営事業	箇所数	1	1
障がい者ITサポートセンター運営事業	実施の有無	あり	あり

11 用語集

ページ	言葉	意味
1	障がい福祉サービス	<p>障害者総合支援法に基づいて障がいのある方や難病患者を対象に行われる支援の総称のこと。</p> <p>支援の種類は日常生活の介護支援を行う「介護給付」と、自立支援や就労を目指す方を支援する「訓練等給付」の2つに大きく分けられます。支援の種類や内容の詳細については、50～58ページを参照。</p>
2	障がい者計画	<p>障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。</p> <p>札幌市の障がい福祉に関する基本的な施策を定めている。</p>
4	札幌市保健福祉施策総合推進本部	<p>札幌市における保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するために、札幌市内部に設けられた委員会のこと。</p>
7	バリアフリー	<p>障がいのある方や高齢の方が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるもの（物理的なものや制度、文化、意識上のものなど）を解消すること。</p>
8	アクセシビリティ	<p>このプランでは、障がいのある方や高齢の方にとっての、使いやすさや利用のしやすさを意味し、近づきやすさという意味もある。</p>
9	サービス提供基盤	<p>このプランでは、障がい福祉サービス等を提供する事業所や人など、障がいのある方の生活を支援する土台となるものをいう。</p>

ページ	言葉	意味
10	療育	障がいのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。
10	ライフステージ	人の一生における、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの節目となる出来事の段階のこと。
22	事業所	札幌市が指定している障がい福祉サービス等提供事業所のこと。
31	心のバリアフリー	障がいのある方や高齢の方に対して「かわいそう」と思ったり、「かばってあげなければならない」と思ったりする、私たちの意識の中にある差別や偏見といった「心のバリア（障壁）」を解消すること。
38	地域生活支援拠点等	障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を整備するもの。
42	ジョブサポーター	障がいのある方の就労支援や職場定着を図るために、職場に出向いて障がいのある方や雇用主に助言などを行う支援員のこと。計8名で対応。
43	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども	NICU（新生児集中治療室）などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。なお、障がい児施策の対象とならないが医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含む。

ページ	言葉	意味
46	キャリアパス制度	経験や資格に応じた昇給・手当制度等のこと。
49	出前講座	市民への情報提供と対話の一環として、市職員が市民からの要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明を行う取組。
49	ヘルプマーク	周りの人々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるマークのこと。
49	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容等を書くことができ、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時等に、周りの援助や配慮をお願いしやすくするカードのこと。
64	ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介を行ったりする先輩親のこと。
66	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、教育などの各分野の取組が機能的に提供されるシステムのこと。

ページ	言葉	意味
78	地域活動支援センター	<p>(1) 一般型：地域で暮らす障がいのある方が日中活動等を行うセンターのこと。</p> <p>(2) 相談支援併設型：札幌市障がい者相談支援事業所と一体的に運営し、主に精神障がいのある方を対象に、日中活動等を行うセンターのこと。</p> <p>(3) 就労者支援型：札幌市障がい者就業・生活相談支援事業所と一体的に運営し、就職又は雇用の継続を目指す障がいのある方同士の交流促進、情報交換を行う場を提供するセンターのこと。</p>
80	ピアサポート	<p>同じ問題を抱える人を仲間の立場で支援し合う人のこと。このプランでは自分の体験に基づいて、同じ障がいのある方を支援する活動のこと。</p>
82	点字即時ネットワーク事業	<p>視覚障がいのある方の社会参加促進と、福祉の向上を図るため新聞などによる最新の情報を点訳し、閲覧、提供する事業のこと。</p>
84	ICT	<p>コンピューターやインターネットなどの情報・通信に関する技術の総称。</p>